



## 『山都町防犯カメラ設置支援補助金』について

### 1. 事業目的

地域の犯罪等に対する抑止力の向上を図り、安全安心なまちづくりの推進のため実施しています。そのため補助金対象の防犯カメラは屋外に設置するものとなりますのでご注意ください。

### 2. 補助対象者

- 行政区、自治振興区、防犯ボランティア、PTAなどの地域団体
  - 町内に居住する方又は町内に事業所が所在する法人（町民等）
- ※ 原則世帯主や代表者が申請してください。

### 3. 対象となる経費

- カメラ本体、録画機器、保護カバー等関連機器の購入費
- 機器の取付工事に係る経費
- 防犯カメラ設置の表示板の購入費（「防犯カメラ作動中」など）

### 4. 補助率・上限等

- 地域団体：補助対象経費の  $\frac{3}{4}$ （1,000円以下の端数は切り捨て） 上限15万円
  - 町民等：補助対象経費の  $\frac{2}{3}$ （1,000円以下の端数は切り捨て） 上限7万円
- ※ 補助金については、事業完了後の交付になります。

### 5. 主な遵守事項

- 設置して5年間は継続的な管理運用をすること
- 申請年度の3月1日までに設置事業を完了（支払い等まで）すること
- 警察等から照会を受けた場合には画像データを提供すること
- 苦情や問い合わせを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応すること
- カメラ設置場所が第三者所有地等の場合は、所有者から同意を得ること
- 撮影範囲に第三者の家屋等が含まれている場合は、居住者の同意を得ること
- 地域団体が設置する場合は、条例に基づき、設置運用基準の作成・提出や「カメラ作動中」等の表示の設置をすること

# 令和6年度 山都町防犯カメラ設置支援補助金申請要領

## 1 はじめに

総務課防災係から申請書類を受領してください。（役場ホームページにも掲載しています。）  
※申請者は山都町内の地域団体、町内に居住されている方、町内に事業所がある法人となります。

## 2 申請書の提出

- ①防犯カメラ設置箇所を決めてください。（申請時、設置場所の見取図、写真の提出が必要です）
- ②設置箇所を決定後、販売業者等からカメラのカタログと見積書（設置工事費込み）を受領してください。
- ③下記の申請書類を作成し、総務課防災係に提出してください。
- ④申請受理後、担当職員が設置予定箇所を確認させていただきます。  
（法律上の問題がある場合等は、設置場所の調整をお願いする場合があります。）

### 【提出書類】

- 1 防犯カメラ設置支援補助金交付申請書
- 2 事業計画及び収支予算書
- 3 防犯カメラの適正運用に関する誓約書
- 4 見積書、カタログ等のコピー
- 5 設置場所の見取図、写真
- 6 防犯カメラの設置運用基準のコピー  
（※地域団体が申請する場合、条例に基づき作成する基準です。）
- 7 設置場所、撮影範囲の管理者の同意書  
（※設置場所や撮影範囲に第三者の住居等が含まれる場合に必要です。）

## 3 交付決定の通知～設置工事の開始

- ①補助金交付決定通知書の発送～申請書類を審査し、役場から交付決定書面を発送します。
- ②設置工事の開始 交付決定通知書を受け取り後、その内容に基づき工事を開始してください。  
**※『補助金交付決定通知書』を受領後、設置工事開始となります。**

## 4 実績報告書の提出

実績報告書の提出～工事完了後、実績報告書、領収書等を総務課防災係に提出してください。

### 【提出書類】

- 1 防犯カメラ設置支援補助金実績報告書
- 2 事業報告及び収支決算書
- 3 設置費用に係る領収書のコピー
- 3 カメラの設置状況、カメラで撮影された映像の写真

## 5 交付確定の通知～補助金の請求

- ①補助金確定通知の発送 実績報告書の内容を審査し、役場から交付確定書面を発送します。
- ②補助金請求書の提出 補助金請求書、振込口座の通帳のコピーを提出してください。

### 【提出書類】

- 1 防犯カメラ設置支援補助金交付請求書
- 2 通帳の写し 口座番号と口座名義人を確認させていただきます。  
（申請者と口座名義人が異なる場合は理由書等を提出していただきます。）